

建設労働者職業教育訓練支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 建設労働者職業教育訓練支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設を活用し、建設労働者育成のための職業教育訓練を実施する者（以下「補助対象事業者」という。）に対して、訓練費の一部及び当該補助対象事業者が実施する訓練を受講する者（以下「訓練受講者」という。）の賃金の一部を補助することにより、当該補助対象事業者が建設工事の担い手となる建設労働者を育成することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が県内であること。
- (2) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。
- (3) 訓練受講者と期間の定めのない常勤の雇用契約を締結していること。
- (4) 県税等の滞納がないこと。
- (5) 過去に規則第2条第1項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。

(訓練受講者)

第4条 訓練受講者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請を行う年度の4月1日時点における年齢が34歳以下であること。
- (2) 県内に在住していること。
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。
- (4) 補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助の対象・補助金の交付額)

第5条 県は、第2条の目的を達成するため、建設労働者育成のための職業教育訓練を実施する補助対象事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助の対象は、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 補助対象事業者が、知事が別に指定する訓練の実施に要した経費
- (2) 訓練期間中の訓練受講者の賃金の一部

3 補助金の交付額は、次の各号に掲げる金額とする。（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。）

(1) 補助対象事業者が訓練の受講にかかる受講料及びそのテキスト代として訓練機関に支払った経費の2分の1の額

(2) 訓練受講者の訓練時間数に交付申請を行う年度の4月1日時点における香川県最低賃金価格を乗じて得た額（ただし、補助の対象となる訓練時間数の上限は訓練受講者1人当たり24時間とする。）

（補助金の交付の申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 訓練計画書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) その他知事が別に定める書類

（交付申請書の受付）

第7条 交付申請書の受付期間は、知事が別に定める。

（補助金の交付の決定等）

第8条 知事は、第6条に規定する申請があったときは、その申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助対象事業者に対して、交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 訓練計画の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 訓練計画を廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 訓練計画が予定の期間内に完了しない場合又は訓練計画の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 知事の求めに応じて補助金に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助金に係る帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。

(5) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(6) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（訓練計画の変更等）

第10条 補助対象事業は、前条第1号の規定に基づき、訓練計画を変更する場合には、

速やかに変更承認申請書（様式第5号）に当該変更に係る必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、変更承認通知書（様式第6号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（訓練計画の廃止）

第11条 補助対象事業者は、第9条第2号の規定に基づき、訓練計画を廃止しようとする場合には、速やかに廃止承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、廃止承認通知書（様式第8号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、知事が別に指定する日までに、実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 訓練実施報告書（様式第10号）
- (2) その他知事が別に定める書類

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額を確定したときは、補助対象事業者に対して、交付額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、前条に規定する交付額確定通知の日から起算して14日を経過する日までに、交付請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

（交付決定の取消し）

第15条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他やむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 訓練計画の遂行ができないと知事が判断したとき。

(4) この要綱若しくは規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき

(5) その他知事が必要と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその旨及びその理由を補助対象事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金)

第17条 補助対象事業者は、第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第18条 補助対象事業者は、第16条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(帳簿書類の作成等)

第19条 補助対象事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、訓練計画を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第20条 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

2 知事に提出する書類の提出先は、香川県土木部土木監理課とする。

3 書類の提出の方法は、持参又は郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規

定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。)に限るものとする。

(補助金に関する調査への協力)

第21条 知事は、補助金を交付した補助対象事業者に対し、補助金に関する調査への協力を依頼することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。